

三重大学社会科学学会会則

第一条 本会は、三重大学社会科学学会と称する。

本会の事務所は、三重大学人文学部社会科学科に置く。

第二条 本会は、法律、政治、経済、経営、会計、その他隣接諸科学に関する諸問題を調査研究することを目的とする。

第三条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

一 機関誌等の発行

二 講演会・研究会等の開催

三 他大学・学会及び他の調査研究機関との交流

四 その他総会において適当と認めた事業

第四条 本会は、次の会員をもって組織する。

一 普通会员

二 三重大学人文学部社会科学科の教官

三 学生会員

四 三重大学人文学部社会科学科の学生

五 特別会員

六 三重大学人文学部社会科学科の卒業生

七 賛助会員

八 本会の趣旨に賛同する者で、評議員会の承認した個人または団体

第五条 本会の事業を遂行するために次の役員を置く。

一 会長 一名

二 本会を代表して、会務を統轄する。

三 任期は二年とし、普通会员の互選による。

四 評議員 若干名

五 評議員は、普通会员の互選による。

任期は二年とし、評議員の互選により評議員長を選出する。

評議員は、本会の運営にあたる。

三 学生会員 若干名

学生会員の互選による。

四 学生委員は学生機関誌の編集・発行にあたる。

四 監事 二名

監事は、総会で選出し、本会の事業及び会計を監査する。

任期は二年とする。

第六条 会費は次のとおりとする。

一 普通会员 年額五、〇〇〇円

二 学生会員 年額二、五〇〇円

三 特別会員 年額二、五〇〇円

四 賛助会員 個人会員 年額一〇、〇〇〇円

五 学生会員 年額一〇、〇〇〇円

六 学生会員は、在学期間の全会費を入学時に一時に納めるものとする。

七 学生会員は、機関誌の配布を受け、学会主催の講演会・研究会等に出席することができるほか、調査研究活動を行うに必要な便宜を与えられる。

第八条 事業及び会計の年次報告のため、総会を毎年一回開かなければならない。

第九条 学生会員の代表者は、総会に出席することができる。

第十条 総会は、本会則を定めることができる。

第十一条 本会則の改正は、総会の決議による。

第十二条 本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

附則

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。

本会則は、昭和五八年四月一日から施行する。